

銀行法第 52 条の 61 の 8 第 2 項に基づく誤認防止のための情報提供

はじめに

当社は、電子決済等代行業者として、銀行と誤認されることのないよう、利用者に対して明確な情報提供を行う義務があります。本書では、銀行法第 52 条の 61 の 8 第 2 項に基づいて、誤認防止のための情報をご提供いたします。

1. 業務の区別

当社が提供するサービスは、銀行が直接提供するものではありません。当社は、利用者からの依頼に基づき、銀行への振込指図を電子的に伝達する業務（銀行法第 2 条第 21 項第 1 号）を行っております。これは、銀行が行う振込処理そのものではなく、あくまで利用者の意思に基づく指図を銀行に伝える役割を担うものです。

2. 権限の明示

当社は銀行の代理人ではなく、銀行の名において契約を締結したり、銀行の判断を代行したりする権限を一切有しておりません。利用者からの委託に基づき、当社が独自に提供するシステムを通じて振込指図を銀行に伝達するものであり、銀行の業務執行に関与するものではありません。

3. 商標・ロゴの使用

当社サービス上に表示される銀行名やロゴは、当社が当該銀行と技術的な接続契約を締結していることを示すものであり、銀行からの推薦や保証を意味するものではありません。誤認を防止するため、これらの表示には注釈を付し、利用者には誤解を与えないよう十分に配慮しています。

4. 情報提供の方法

当社は、ウェブサイトや契約書面、利用規約等を通じて、銀行との業務の違いを明確に説明しています。また、利用者が誤認しないよう、問い合わせ窓口でも随時対応しています。

以 上